

ID: 93

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	医療証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市子供の医療費の助成に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成13年条例第108号		
【根拠条文】 (医療証の交付) 第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する子供について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する子供を養育している者であって、その者が養育する子供の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子供を養育している者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日